

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和8年3月

法務省人権擁護局

調査救済課

# こども・若者・女性の救済に係る関係機関との連携

---

## 法務省人権擁護局調査救済課

---



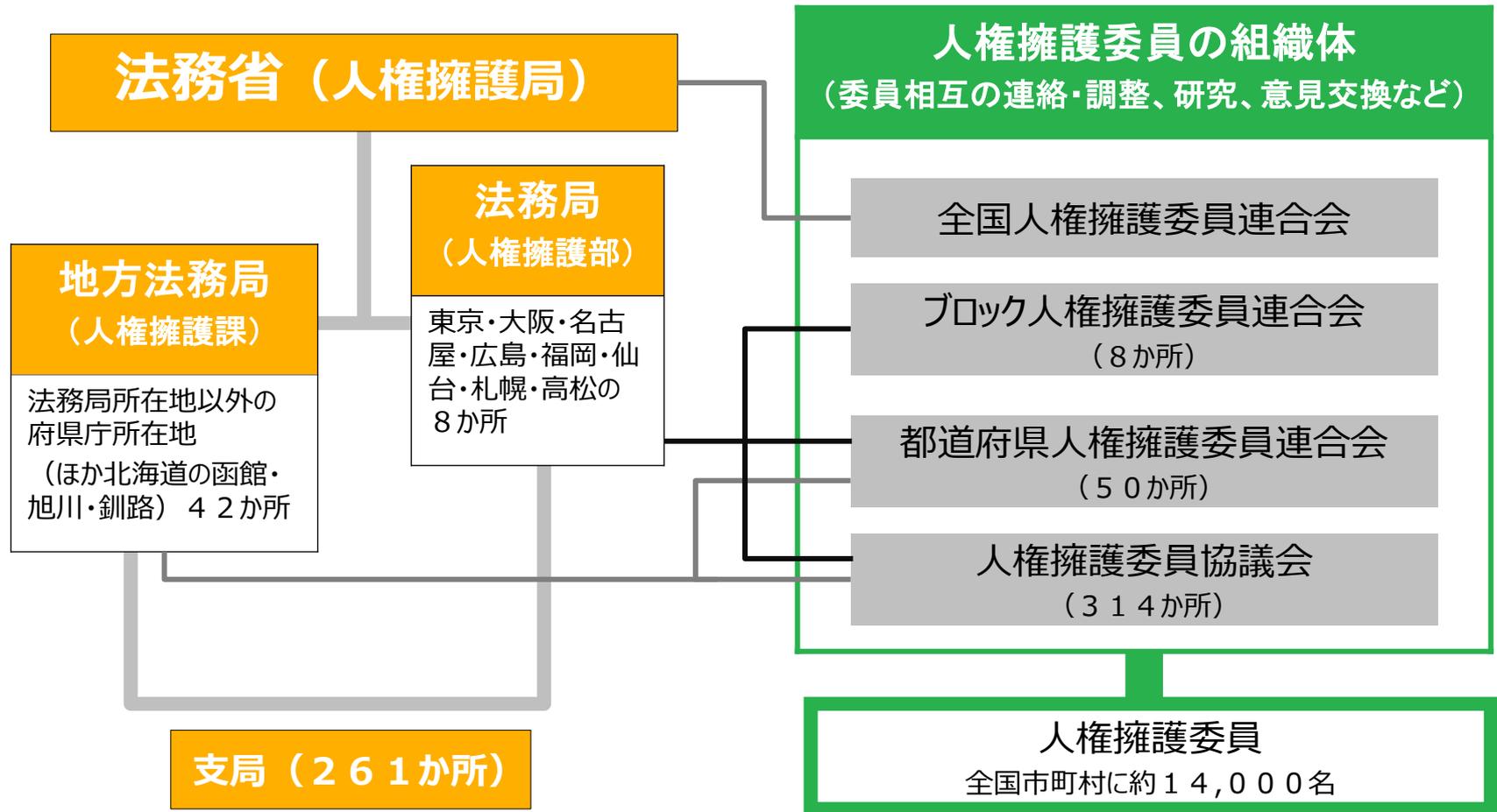
人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

# 法務省の人権擁護機関

## 組織図 (令和7年4月1日現在)



# 法務省の人権擁護機関の役割

## 人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

### 様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

## 人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

### 多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・チャット（LINEじんけん相談等）

## 調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

### 人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・調整：当事者間の関係調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示  
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

# 法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」

## 人権教室の実施

- ・ 小中学生を中心に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施
- ・ 令和6年度は、延べ約99万人を対象に実施
- ・ 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室も広く実施
- ・ SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施



## 全国中学生人権作文コンテストの実施

- ・ 作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、昭和56年度から実施
- ・ 令和7年度は、約72万人が参加
- ・ 入賞作文集や、作文を題材とした啓発動画などを配布・配信



## 啓発冊子・動画の活用

- ・ いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信



## 人権の花運動の実施



- ・ 花の種子等を子どもたちが協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、昭和57年度から実施・令和6年度は約39万人が参加

# 法務省の人権擁護機関の役割

## 人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

### 様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

## 人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

### 多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・チャット（LINEじんけん相談等）

## 調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

### 人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・調整：当事者間の関係調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示  
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

# 法務局におけるこどもの人権相談窓口

## こどもの人権110番（全国共通・通話料無料） 0120-007-110

- ・「いじめ」や体罰、虐待等、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、こどもが相談しやすい体制を整備
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談に応じている（令和7年度は、令和7年8月27日（水）～同年9月2日（火）に実施）。

## こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

## こどもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

（こどもの人権SOSミニレターへの事例追加）



## チャット人権相談（LINEじんけん相談、こどもの人権SOSチャット）

- ・こどもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEや、GIGAスクール構想による1人1台端末等からの人権相談を実施
- ・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間において、平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも相談に応じる。

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

## 人権相談から問題解決までの流れ

### 1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。
  - 相談者の意向を踏まえ、速やかに救済手続を開始します。
- ※事案によっては手続を開始しない場合があります。

●**人権擁護委員**／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。  
現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。  
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。

### 2 調査

職員又は人権擁護委員が中立公正な立場で事案に応じて必要な調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



### 4 処理結果通知

相談者に対し、事案の処理の結果をお伝えします。  
手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います(アフターケア)。

### 3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、事案に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

#### ▼措置等一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

# 被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策（抄）

令和4年11月10日  
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

## 4 精神的・福祉的支援の充実

- 精神保健福祉センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進
- **生活困窮者自立支援**
  - ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等
  - ・ **学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援**
- 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実
- 関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化

## 5 こども・若者の救済

### (1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- 市町村及び児童相談所における虐待対応（Q & Aの作成、SNS相談の整備）
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の推進
- **法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化（SOSミニレター、SNSによる人権相談等）**
- 「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）に関する財政支援、担い手の養成講座の実施
- 大学生協と連携した靈感商法等の情報提供
- チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発

### (2) 心のケア、学習・生活支援等

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる取組の推進（再掲）
- 精神保健福祉センターの取組の推進（再掲）
- ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等を通じた修学支援、**生活困窮者自立支援におけるこどもの学習・生活支援（再掲）**

### (3) 教育の充実

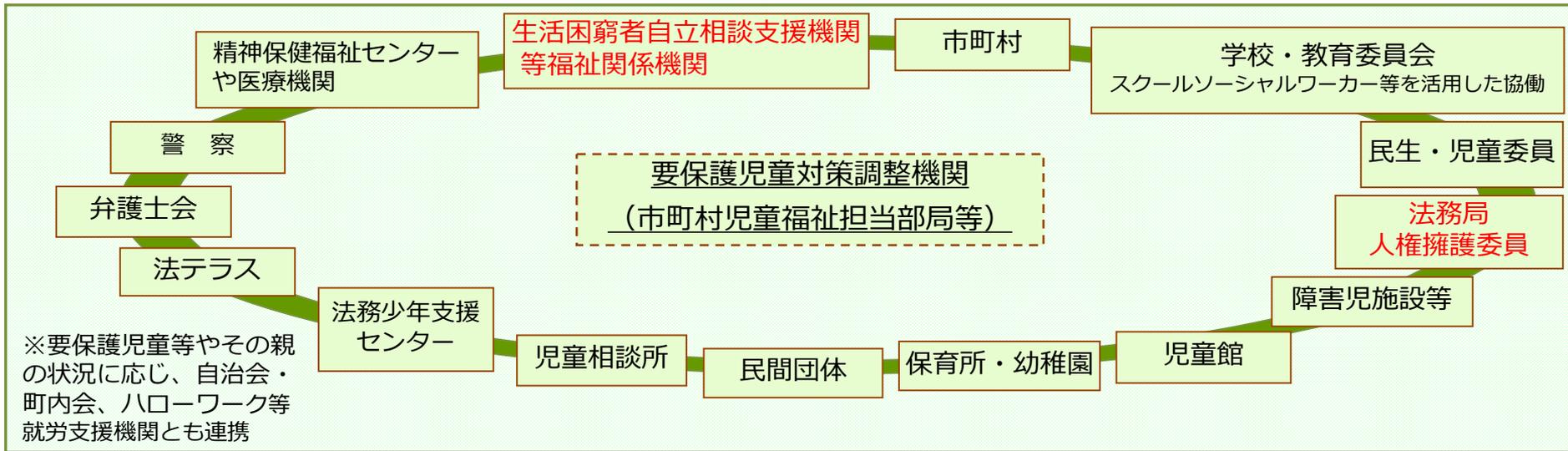
- 人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育（再掲）

# こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

## 【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ 関係機関等に**守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

## 支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



## 【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。

# 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（1/2）

令和6年1月19日

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

## 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

### ○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

### ○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

### ○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

# 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（2/2）

## 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

○ 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。【文部科学省】
- こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体（※）を活用した相談体制を整備。  
※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイトにおけるチャットボットなど  
【内閣官房、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大（小学校から中学・高校へ）、小中学校の生徒への「こどもの人権SOSミニレター」の配布。【法務省】

○ 関係機関と連携した支援

- 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」等に基づき、児童相談所等において、こどもの立場に立った支援等を実施。【こども家庭庁、文部科学省】
- 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。  
【警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

## 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

○ 住まいの確保等に対する支援

- 資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。【厚生労働省】

○ 修学の悩みに対する支援

- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体の事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。【文部科学省】

○ 就労の悩みに対する支援

- ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施。  
【厚生労働省】

○ 心の悩みに対する支援

- 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。【厚生労働省】
- 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。【厚生労働省】

○ その他の支援

- 虐待に苦しむこども・若者に対して、安全な居場所（こども若者シェルター）を提供し、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、民間支援団体等と連携して支援を強化。【こども家庭庁】

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第50号）

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

### ■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

### ■ 教育・啓発

### ■ 調査研究の推進

### ■ 人材の確保

### ■ 民間団体援助

### ■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

### ■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

人権擁護委員は、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力(第14条)

存続

## 売春防止法

第1章 総則  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

第37条(民生委員等の協力)

第4章 保護更生  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

# 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」 (令和5年厚生労働省告示第111号)

## 第2の4. (5) その他関係機関

女性が抱え得る困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定され、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定される。また、女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもある。そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携が必要であるとともに、地方公共団体は、女性相談支援センター(中略)等、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう、配慮しなければならない。

また、保健師、民生委員・児童委員、保護司、**人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適切と考えられる者を発見した場合は、女性相談支援センターをはじめ、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携することが望ましい。**

## 1 人権相談及び人権侵犯事件の調査処理等における留意点

### (1) 人権相談について

人権相談において、法第9条に規定する女性相談支援センター、法第11条に規定する女性相談支援員、法第12条に規定する女性自立支援施設等の支援に関わる関係機関（以下「支援機関」という。）による支援が適切と考えられる者を把握した場合には、相談者に対して、支援の内容を示した上で、相談者の意向に応じて、当該支援の内容に関わる適切な支援機関を紹介すること。

なお、支援の内容については、基本方針第2の5.において、①アウトリーチ等による早期の把握、②居場所の提供、③相談支援、④一時保護、⑤被害回復支援、⑥生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）、⑦同伴児童等への支援、⑧自立支援、⑨アフターケアが掲げられているが、具体的な支援の内容については、支援機関により異なるものと考えられることから、女性相談支援センターに確認するなどして、あらかじめ把握しておくこと。

1 人権相談及び人権侵犯事件の調査処理等における留意点

(2) 人権侵犯事件の調査処理支援調整会議の活用

人権相談を通じて、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある者を発見し、法務省の人権擁護機関による関与を求められた場合には、人権侵犯事件に切り替え、支援機関に対し必要な支援を要請するなど適切に対応すること。

(3) 支援調整会議の活用

地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うため、関係機関等により構成される支援調整会議を組織するよう努める（法第15条）とされており、貴局管内の地方公共団体において同会議が組織された場合にあっては、積極的にこれに参加するとともに、以下のとおり対応すること。

ア 関係機関等による重層的な支援が必要であると考えられる者を発見した場合には、主催者に対し、個別ケース検討会議の開催を要請して、同会議において支援機関に対し、必要な措置を依頼することを検討すること。

イ 関係機関等から、上記ア以外の個別事案に係る個別ケース検討会議への参加要請があった場合には、これに応じるとともに、人権侵犯事件の端緒となる事実につき、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）第2条の目的に照らして相当と認めるときは、同規程第8条第2項に基づき、遅滞なく必要な調査を行うこと。

## 2 女性相談支援センター等に対する人権擁護委員の協力及び連携について

法第14条において、人権擁護委員は、法の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする旨規定され、具体的には、基本方針第2の4.(5)において、**人権擁護委員は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適切と考えられる者を発見した場合は、女性相談支援センターをはじめ、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携することが望ましいとされていることから、女性相談支援センター等と積極的に協力及び連携を図ること。**

法務省の人権擁護機関では、同法に基づき、人権相談及び調査救済活動に当たって、困難な問題を抱える女性の人権を擁護し、男女平等の実現に資するために様々な取組を行っております。

人権相談は全国の法務局で利用可能ですので、人権相談があった際には法務局を御案内ください。

また、人権問題の解決に当たっては、自治体などの関係機関との連携により得られた知見の活用が重要であることから、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。



人権イメージキャラクター  
人KENまる君 人KENあゆみちゃん